横手市農業委員会告示第１５号

公　　示

下記農地は農地法第33条第1項に該当する農地であるので、同法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和８年１０月２２日

横手市農業委員会
会長　飯野　正和

記

１　農地の所在等

【横手市雄物川町】

所在・地番	地目	面積（㎡）	農地に関する権利の種類	農地法第32条又は第33条の該当条項等	農地の所有者等の情報
大沢字御嶽新田174番	田	8,928	所有権	農地法第33条第1項	佐藤　一枝 令和６年９月８日 死亡

農地法第32条第１項第１号　現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第32条第１項第２号　その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農地法第33条第１項　耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

２　この公示は、農地法第32条第１項第１号、第２号及び同法第33条第１項の農地について、当該農地について同法第32条第２項及び第３項（これらの規定を同法第33条第２項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第74条の２により探索を行ったとみなされる場合を含む）。

3　別紙の農地の所有者等は、この公示の日から起算して２月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

（１）申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）

（２）当該農地の所在、地番、地目、面積

4　また、この公示があった日から起算して２月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第 41 条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第 32 条第１項第２号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。

農地法第32条第3項に基づく申出書

令和　　年　　月　　日

横手市農業委員会会長　様

住　所
氏　名

農地法（昭和27年法律第229号）第32条第3項の規定に基づき、下記農地の所有者等であることを申し出ます。

記

1　農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）

所有権に関する事項	所有者の氏名		
所有権以外の権利に関する事項	権利の種類	内容	権利を有する者の氏名

2　権原を証する書類（別添）

（1）

（2）

（3）

（記載要領）

1　届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

2　「所有権に関する事項」については、所有者が法人である場合においては、法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

3　「所有権以外の権利に関する事項」については、届出者に所有権以外の権原が設定されている場合に記載してください。「内容」欄には、権利（賃借権等）の存続期間、借賃等を記載してください。法人である場合は、「権利を有する者の氏名」欄には、法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。